

## 子育て応援支え合い事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 本事業は、子どもを持つ家庭を地域で応援、支援することを目的に、子育てに関する講座や体験を提供し、地域で子育て支援に関する機運醸成を行う「子育て応援支え合い事業」を行う団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内において事業の経費の一部を補助金として交付するものとし、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、子どもを持つ家庭を地域で応援、支援することを目的に、子育てに関するワークショップを実施し、講座や体験を提供し、地域で子育て支援に関する機運醸成を行う事業を実施する団体に限る。ただし、次の各号に掲げる者は除く。

- (1) 宗教法人
- (2) 反社会的な団体、個人
- (3) その他市長が適切でないと判断する事業をしようとする団体、個人

### (対象経費及び補助割合)

第3条 補助金の額は、10万円を限度とし、予算の定める範囲内で交付する。

### (申請前の事前行為)

第4条 事業を行う団体は、補助金の申請を行う前に羽咋市の指導を受け事業計画書を作成しなければならない。

### (交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、規則に定める羽咋市補助金交付申請書（様式第1号）と実施計画書（様式第1号別紙1）を事業実施前に市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認められるときは、規則に定める補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、交付決定に係る事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則に定める承認申請書を提出しなければならない。

### (事業報告等)

第6条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則に定める実績報告書及び事業実施報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 実績報告書には、写真を添付するものとする。
- 3 市長は、実績報告書の書類を審査及び調査し、適正であると認めたときは、規則に定める補助金確定通知書により申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の確定通知後、補助金請求書による申請者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の支給を受けた者がいるときは、その者から既に支給した金額の全額又は一部を変換させることができる。

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。